

公開講演会の御知らせ[最新版]

報告者：中国人民大学・丁 相順 教授

テーマ：「中国における高齢者問題と成年後見制度」（仮題）

日時：2025年2月11（火） 14時から17時まで（質疑を含む）

場所：場所：早稲田大学早稲田キャンパス： 27号館202教室

正門前の案内図で確認してください（地下鉄東西線・早稲田駅下車）

演題が示しているように、中国の高齢者問題の現状と成年後見法制についてお話をしていただきます。同じアジアの国でのことですから、日本の問題を考える上で参考になると思います。多くの方のご参加を期待しております。以下に、ご報告の抜粋を掲げておきます。

「中国における任意後見制度について（抜粋）

中国における成年後見制度の法的枠組みは、1980年代に公布された民法通則とその司法解釈によって徐々に形成され、主に民事行為無能力者または制限民事行為能力者の精神病、および認知症の高齢者を対象としていた。中国の社会経済の発展、人々の結婚や家族観の多様化、障害者権利条約への加入などにより、人口の高齢少子化などから生じるさまざまな問題に対処するために、結婚や家族構造の多様化に伴い、中国の「高齢者権益保護法」は高齢者が任意で後見設定することを認めた。2020年に成立した「民法典」では、任意後見制度に関する法的枠組みが包括的に規定されたことにつれて、実務上、任意後見制度が徐々に活用され始めている。しかし、任意後見制度に対する適切な支援措置が欠如しているため、任意後見制度の適用においては、法定後見制度との連携の悪さ、監督の不十分さ、社会的に敏感な性的マイノリティグループへの適用性、任意後見の範囲（医療現場での同意権範囲）などの問題も露呈している。」

なお、丁教授は日本語でお話をしてくださいます。

丁教授は、成年後見法を集中的に研究しているわけではありませんが、中国の学界を代表する民法学者の一人です。田山が補訂をしながら日本評論社から出版している『我妻・有泉コンメンタール』を中国語に翻訳する仕事もなさっています。私としては、民法学者の丁教授が中国の成年後見法をどのように見ておられるか、興味を持っています。

この講演会も、文部科学省科学研究費助成事業・基盤研究C「比較法的研究に基づく後見人の権限のあり方に関する具体的提言」との関連で、参加費用は無料です。ただし、参加希望者は、下記まで、参加通知をしてください。祭日のため建物の入り口で、お名前を聞かれます。

t a y a m a @ w a s e d a . j p

なお、インフルエンザの流行等に配慮し、参加人数を少なくしております。希望者が、もし50人を超えましたら、会場の関係で、締め切らせていただきます。

以上。